

改正の概要

(1) 複数地点受信方式航空監視システムの導入に伴い、次の規定の整備を行います。

対 象 規 定	概 要
無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)の一部を改正する省令案【別表第二号の二関係】	ノントランスポンダについて、工事設計書記載事項のうち有効通達距離の記載を不要と規定
登録点検事業者等規則(平成9年郵政省令第76号)の一部を改正する省令案【別表第四号関係】	ノントランスポンダについて、電気的特性の点検項目に送信パルス特性を規定
平成9年郵政省告示第666号(認定点検事業者が行う点検の実施方法等を定める件)の一部を改正する告示案	
平成2年郵政省告示第240号(無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件)の一部を改正する告示案	無線従事者の資格を要しない簡易な操作の対象に、ノントランスポンダに係る操作を追加
複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備及びノントランスポンダの技術的条件等を定める告示案	質問信号送信設備、基準信号送信設備及びノントランスポンダの技術的条件を規定
複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備及びノントランスポンダの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値を定める告示案	各無線局のスプリアス発射の強度の許容値等を規定

(2) 航空機局、航空局等における共通装置の利用の拡充に伴い、次の規定の整備を行います。

対 象 規 定	概 要
無線局免許手続規則の一部を改正する省令案【第二条関係】	同一免許人の航空機局相互間において共通に使用することができる装置の条件について、合格している検定内容が同一の機器の装置を追加
昭和50年郵政省告示第620号(無線局免許手続規則第二条第六項第三号の規定により、同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置を定める等の件)の一部を改正する告示案	同一免許人の無線局相互間において共通に使用することができる装置について、航空局、航空保安の用に供する無線航行陸上局及び特別業務の局の装置を対象に追加

(3) 航空移動業務に使用する周波数の追加に伴い、次の規定の整備を行います。

対 象 規 定	概 要
平成 7 年郵政省告示第559号（航空移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める等の件）の一部を改正する告示案	航空移動業務に使用する周波数を追加

(4) スポーツ及びレジャーに係る無線機器利用の拡充に伴い、次の規定の整備を行います。

対 象 規 定	概 要
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案	スポーツ・レジャー用携帯局の通信の相手方を拡充
	飛行援助用航空局の補助のための航空局について、置局条件に関する規定を緩和